

四万十町行政評価条例の一部を改正する条例【新旧対象表】

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、<u>四万十町まちづくり基本条例（平成22年四万十町条例第25号）</u>（以下「まちづくり基本条例」という。）<u>第23条に基づき</u>、行政評価（以下「評価」という。）に関する基本的な事項を定め、効率的で効果的な<u>行財政運営並びに職員の意識改革及び能力</u>の向上を目指し、もって、政策形成過程への町民参画を進めることにより、町民との協働による透明で開かれた町政運営を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 政策 <u>まちづくり基本条例</u>第18条に基づく総合振興計画に規定する基本構想を実現するために町が目指す基本方針をいう。 (2) (略) (3) 事務事業 施策を実現するための具体的な実行手段及び実施機関の<u>行う</u>事務をいう。 (4)・(5) (略) (評価の種類) 第6条 (略) 2 事前評価は、新たに実施しようとする事務事業の必要性等について行う。 3 事後評価は、<u>施策及び</u>事務事業の必要性、有効性、効率性、<u>達成度等</u>について、当該年度が終了した後に行う。	(目的) 第1条 この条例は、行政評価（以下「評価」という。）に関する基本的な事項を定め、効率的で効果的な<u>行財政運営及び職員の意識改革や能力</u>の向上を目指し、もって、政策形成過程への町民参画を進めることにより、町民との協働による透明で開かれた町政運営を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 政策 <u>四万十町まちづくり基本条例（平成22年四万十町条例第25号）</u>第18条に基づく総合振興計画に規定する基本構想を実現するために町が目指す基本方針をいう。 (2) (略) (3) 事務事業 施策を実現するための具体的な実行手段及び実施機関の<u>行なう</u>事務をいう。 (4)・(5) (略) (評価の種類) 第6条 (略) 2 事前評価は、<u>当該年度の翌年度から</u>新たに実施しようとする<u>施策及び</u>事務事業の必要性等について行う。 3 事後評価は、<u>施策の達成度並びに</u>事務事業の必要性、有効性、効率性<u>及び達成度</u>について、当該年度が終了した後に行う。

改正後	改正前
<u>(評価の実施)</u> <u>第7条 評価は、内部評価及び外部評価とし、毎年度、実施するものとする。</u> <u>2 内部評価は、実施機関が実施するものとする。</u> <u>3 外部評価は、四万十町総合振興計画審議会条例（平成18年四万十町条例第209号）第1条に定める四万十町総合振興計画審議会が実施するものとする。</u>	<u>(評価の実施)</u> <u>第7条 実施機関は、毎年度、施策及び事務事業について評価を実施するものとする。</u> <u>2 前項の評価の実施時期、手順、範囲及び方法については、別に定めるものとする。</u> <u>(行政評価審査委員会)</u> <u>第8条 評価の透明性を確保するとともに、評価制度の充実を図るため、四万十町行政評価審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> <u>2 委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 評価の結果について審査し、意見を述べること。</u> <u>(2) 評価制度及び運営のあり方について、必要な事項を審議し、町長に意見を述べること。</u> <u>3 委員会は、委員8人以内で組織する。</u> <u>4 委員は、町民及び町政について優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。</u> <u>5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</u> <u>6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</u> <u>(行政評価会議)</u> <u>第9条 実施機関が行なった評価に対し、町民の意見を聴くための行政評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。</u>

改正後	改正前
(議会への報告) <u>第8条</u> 町長は、評価を実施したときは、<u>その結果を取りまとめ</u>、速やかに議会に報告するものとする。 (評価結果の公表) <u>第9条</u> (略) (町民の意見) <u>第10条</u> (略) 2 (略) (評価結果の活用) <u>第11条</u> 町長は、評価結果を、<u>総合振興計画及び予算編成</u>に反映させるとともに、<u>施策の見直し及び事務事業の効率化</u>に活用しなければならない。 (委任) <u>第12条</u> (略)	<u>2 評価会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</u> <u>(意見の処理)</u> <u>第10条 実施機関は、委員会及び評価会議から意見を受けた場合においては、これを誠実に処理し、その処理の結果を委員会及び評価会議に報告しなければならない。</u> (議会への報告) <u>第11条</u> 町長は、評価を実施したときは、<u>その結果について</u>、速やかに議会に報告するものとする。 (評価結果の公表) <u>第12条</u> (略) (町民の意見) <u>第13条</u> (略) 2 (略) (評価結果の活用) <u>第14条</u> 町長は、評価結果を、<u>予算編成及び町の総合的かつ基本的な計画</u>に反映させるとともに、<u>事務事業の再編及び質の向上</u>に活用しなければならない。 (委任) <u>第15条</u> (略)